

公益認定法、同施行令及びガイドラインにおける規模別公益法人

(大阪府公益認定等委員会提出資料 2017年9月12日提出)

公益法人の規模	規模の定義	情報開示の水準とその根拠
「大規模法人」	収益の部の額が千億円、費用及び損失の部の額が千億円、負債の額が五十億円、いずれかに達している法人	会計監査人設置義務(認定法第5条12号、同施行令第6条)
「中規模法人」	費用及び損失の額又は収益の額が1億円以上の法人	① 外部監査を受けているか、監事のうち少なくとも一名は公認会計士または税理士が務めること ② あるいは、公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者が法人の情報開示にどのように関与するか説明をもとに個別判断(認定法第5条第2号、ガイドライン)
「小規模法人」	費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の法人	① 営利又は非営利法人の経理事務を例えば5年以上従事した者等が監事を務めること ② あるいは、中規模法人②と同様に個別判断(認定法第5条第2号、ガイドライン)

出口正之作成資料を基に、岡本が補足

注:大規模法人、中規模法人、小規模法人の名称は、通称である。法令用語としての「大規模一般社団法人」、「大規模一般財団法人」(ともに負債の額 200 億円以上で、会計監査人設置義務を負う。一般社団法人・財団法人法第2条2号3号、第62条、第171条)とも異なることに注意。

<根拠法令・ガイドライン>

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(公益認定の基準)

第五条 行政庁は、前条の認定(以下「公益認定」という。)の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

- 一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
- 二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

中略

十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令

(会計監査人を置くことを要しない公益法人の基準)

第六条 法第五条第十二号 ただし書の政令で定める勘定の額は次の各号に掲げるものとし、同条第十二号 ただし書の政令で定める基準は当該各号に掲げる勘定の額に応じ当該各号に定める額とする。

一 一般社団法人にあつては一般社団・財団法人法第二条第二号 に規定する最終事業年度、一般財団法人にあつては同条第三号 に規定する最終事業年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額 千億円

二 前号の損益計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額 千億円

三 一般社団法人にあつては一般社団・財団法人法第二条第二号 の貸借対照表、一般財団法人にあつては同条第三号 の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額 五十億円

○『公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)』平成 20 年4月(平成 25 年1月改定)内閣府公益認定等委員会

I 公益法人認定法第5条等について(公益社団法人・公益財団法人関係)

2. 認定法第5条第2号関係<経理的基礎及び技術的能力>

《経理的基礎》

「(3) 情報開示の適正性

① 外部監査を受けているか、そうでない場合には費用及び損失の額又は収益の額が1億円以上の法人については監事(2人以上の場合は少なくとも1名、以下同じ)を公認会計士又は税理士が務めること、当該額が1億円未満の法人については営利又は非営利法人の経理事務を例えば5年以上従事した者等が監事を務めることが確認されれば、適切に情報開示が行われるものとして取り扱う。

② 上記①は、これを法人に義務付けるものではなく、このような体制にない法人においては、公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者が法人の情報開示にどのように関与するのかの説明をもとに、個別に判断する。」2 頁